

2026年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

商 法 問 題

《 10:00～12:00 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、パン、菓子類等の製造および販売を目的とする公開会社（監査役設置会社）である。甲社の本店所在地は兵庫県西宮市であるが、甲社の事業活動は関西地域全体に及んでいる。甲社の業績は非常に好調で、関西圏各地に 10 店舗を展開し、そのすべてで大幅な黒字を計上している。

2024 年 1 月開催の甲社取締役会では、甲社店舗の全国展開を見据えた東海地方への進出が議題として審議された。マーケティング調査会社の調査によれば、甲社製品を東海地方で販売した場合、おそらく顧客にも受け入れられるであろうとのことであった。甲社取締役会では 3 ヶ月以上にわたりこの点を慎重に議論していたが、その結論が出される直前の同年 4 月末に、甲社取締役 A は、自ら東海地方で事業を展開した方が A 自身の利益になると考え、友人や知人の出資を得て、名古屋に乙株式会社（以下「乙社」という。）を設立し（A の乙社に対する出資比率は 60 % である。）、甲社と同じくパン、菓子類の製造・販売事業を開始した。この A による乙社の設立と事業展開について、A は甲社の他の取締役に対して何も告げていない。A は乙社代表取締役として手腕を振るい、乙社は、2025 年 4 月末までの 1 年間で、1000 万円の営業利益を計上するに至った。A は、乙社の事業が軌道に乗った 2025 年 6 月に、甲社取締役を辞任している。

甲社は、A による乙社の設立と名古屋での事業展開につき、甲社取締役としての競業避止義務に違反するとして、損害賠償請求訴訟を提起することを検討している。

〔設問 1〕

下線部につき、①自己又は第三者のために、②株式会社の事業の部類に属する取引、という 2 つの要件について、説明しなさい。

〔設問 2〕

A の甲社に対する損害賠償責任について、論じなさい。

2026 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：商法】

《出題趣旨》-----

- ・ 本問は、取締役の競業避止義務（会社 356 条 1 項 1 号。競業取引規制）について問うものである。
- ・ 競業取引規制については、会社法上、非常に多くの研究がなされている割には、判例・下級審裁判例が必ずしも多くないテーマであるが、非常に重要な論点でもあり（司法試験においても、一度出題された論点である）、受験生も当然に知っておくべき内容である。

《解説・講評》-----

【解説】

1 「設問 1」について

(1) 「自己又は第三者のために」 (①)

- ・ 「自己又は第三者のために」については、「自己又は第三者の計算で」（いわゆる計算説）と解するのが多数説である。
 - 「計算で」とは、当該取引の経済的効果が自己または第三者に帰属することをいう。
 - 会社の知名度を利用して、自己または第三者に利益を帰属させるような取引を規制することが必要である。
- ・ これに対して、「自己又は第三者のために」を「自己又は第三者の名で」（いわゆる名義説）と解する見解も主張されている。
 - 会社法の立案担当者の見解
- ・ いずれの見解を採っても、大きな違いはないという指摘もある。

(2) 「株式会社の事業の部類に属する取引」 (②)

- ・ 株式会社の事業の部類に属する取引」とは、会社が現に行う事業と市場において競合し、会社と取締役の利益が相反するおそれを来す取引をいう。
 - ここでいう「市場」には、目的物の意味における市場と地理的意味における市場の双方が含まれると解される。
- ・ 会社が現に行っていない事業における市場であっても、近い将来当該市場に進出する高度の蓋然性が認められる場合には、ここでいう「株式会社の事業の部類に属する取引」に含まれると解されている。
 - 会社が現在行っているわけではないが近い将来行うことを予定している新規事業への進出や、現在進出していない地域への進出などが考えられる。
 - ここでいう高度の蓋然性とは、たとえば、会社が新たな事業分野あるいは地域への進出に際して、マーケティング調査会社にコストを支払って調査を依頼しているようなケースが挙げられる。

2 「設問2」について

- ・ Aの甲社に対する会社法423条1項の責任について、以下検討する。なお、Aは2025年6月に甲社取締役を辞任しているが、後述の競業取引を行った時点では甲社取締役であったのであるから、責任追及の時点で甲社取締役の地位を有していなかったとしても、責任追及の訴えの対象となり得る。

(1) 取締役の任務懈怠

- ・ まず、本件において、Aが乙社を設立して、甲社と同種同業を行っていることが、競業取引（自己または第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引を行うこと）に当たるかどうかが問題となる。
- ・ 既述の通り、多数説によれば、「自己又は第三者のために」とは、自己又は第三者の計算でと解するとされているところ、本件では、Aは乙社代表取締役として活動しているのであるから、乙社という第三者のために（計算で）取引を行っていると言える。
 - 乙社にはAの他にAの友人や知人も出資しており、Aの出資比率は60%に過ぎないのであるから、これを「自己のために」と評価することは困難であると思われる。
- ・ 次に、乙社の行う事業が甲社の「事業の部類に属する取引」に当たるかどうかであるが、甲社と乙社の行う事業は、パン及び菓子類という点で、目的物が同一である。さらに、甲社はその事業を関西圏で展開しているが、近い将来東海地域への進出を予定してマーケティング調査会社に調査を依頼していたところ、乙社は名古屋で事業を開始しているのであるから、地理的意味においても市場が競合していると言える。
- ・ 以上から、Aは第三者である乙社のために競業取引を行っている。
- ・ 取締役が、自己又は第三者のために、株式会社の事業の部類に属する取引を行うには、取締役会設置会社では、取締役会において重要な事実を開示してその承認を受けることを要する（会社356条1項1号・柱書、365条1項）。しかし、本件において、Aは他の取締役は何も告げることなく、名古屋において乙社を設立し、甲社と競業する取引を行っているのであるから、取締役会の承認を経ない点で、法令違反としての任務懈怠が認められる。
 - 公開会社は取締役会設置会社であるから（会社327条1項1号）、本件では、甲社取締役会の承認が必要となる。
 - この法令違反につき、無過失を示す事情は窺われない。

(2) 会社の損害・因果関係

- ・ 違法な（取締役会等会社の所定機関の適法な承認を経していない）競業取引により、自己または第三者が得た利益の額が、会社の損害と推定される（会社423条2項）。
 - 自己のための競業取引の場合には、自己が得た利益の額が、第三者のための競業取引の場合には、第三者が得た利益の額が、それぞれ会社の損害と推定される。
- ・ 本件において、Aは第三者である乙社のために競業取引を行っていることから、乙社が得た営業利益が甲社の損害であると推定される。本件では、乙社はその成立後1年間で1000万円の営業利益を計上しているのであるから、これが甲社の損害であると推定されることになる。

→ この推定を覆す事情を問題文から読み取ることはいできない。

- ・ そして、この甲社の1000万円の損害は、Aが違法な競業取引を行わなければ生じなかったと考えられるため、因果関係も認められる。

(3) 結論

- ・ 以上から、Aは、甲社に対して、会社法423条1項に基づき、1000万円の損害賠償責任を負う。

【講評】

- ・ 全体的に、設問1についてはまずまずできていたと思われるが、設問2についてはあまり出来が良くなかったという印象である。
- ・ 会社法356条1項1号にいう「自己又は第三者のために」及び「株式会社の事業の部類に属する取引」という2つの要件を正確に書くことができていた答案はそれほど多くはなく、たとえば「自己又は第三者のために」の要件につき、その意味を正確に理解することなく、「自己又は第三者の計算で」と書いている答案や、自己又は第三者が利益を得る目的があればよいとする答案も見られた。また、後者の要件については、定款の事業目的を意味すると書いていたり、単純に同一の事業であれば要件を充足するなど書かれている答案も見受けられた。
- ・ 設問2については、そもそも競業避止義務「違反」を認定する際に、何をもって「違反」と解するかを全く指摘していない答案（つまり、上記要件が充足すれば、それだけで競業避止義務「違反」と認定している答案が散見された。さらに、本件における甲社は取締役会設置会社であるから（公開会社であり監査役設置会社であるから、必然的に、監査等委員会設置会社でも指名委員会等設置会社でもない取締役会設置会社である）、競業取引の承認機関は取締役会となるべきところ、これを株主総会としている答案も見受けられた。これらについては、会社法423条1項の任務懈怠責任の追及において、何が任務懈怠と評価されるのかという点が十分に理解できていないのではないかと思われ、また会社法365条1項の読み替え規定を知らないというのは、明らかに勉強不足を想起させるものであり、それぞれ低く評価した。
- ・ その他、設問1のところで当てはめまで行う答案もいくつか見られた。
- ・ 総じて、設問1でしっかりと要件を示し、それを踏まえて設問2においてその当て嵌めをしっかりと行うことができていた答案（ある意味、当然のことできていた答案）については、相応に高く評価したが、他方で、設問1ができていない答案は、設問2についても当然に不十分な内容であり、また設問1がある程度書けていたが設問2において当てはめがしっかりできていない答案も比較的多く見受けられ、そのような答案はそれほど高く評価しなかった。
- ・ いずれにしても、競業避止義務の問題は、会社法における非常に重要な論点でもあり、かつて司法試験においても出題されたことのある論点でもある。既修者としてロースクールに入学しようとするのであれば、当然に知っておくべき（十分に理解しておくべき）論点であるから、これを機に、しっかりと学習を進めてもらいたいと思う。

以 上